



ふざけるな 関電！

脱原発＝脱関電

自治体行政に「守秘義務」を強制するとは何様だ！

全国で初めて！戸田が門真市9月議会議員質問で明らかにした驚くべき事実！

関電は長期割引契約を工々に自治体に「守秘義務」を強制していた！税金で払う契約内容を秘密にしろ、守秘義務契約を結んだ事自体を秘密にしろ、と傲慢姿勢！

関電の情報隠し体質をブチ破るため、あなたのまちの行政に

この開示請求をして下さい→

効果絶大！各地で起こせば、関電の秘密体質の一角が崩壊

9月議会の質問準備で調査する中で、こんなとんでもない事が判明した。公的責任の重い電力会社たる関電が、「行政情報の積極公開提供」を絶対要件とする自治体＝門真市に対して、あるうことか「(長期契約で基本料金の何%かを割引する代わりに) 契約内容を秘密にしろ！契約終了後も秘密にしろ！」と強制する「守秘義務条項」を飲ませていたのだ。

門真市では環境センターの3年電気契約だけだが、こういう事「守秘義務強制」は関電以外の電力会社も同じはず。

割引に釣られてこんな反市民的な契約を容認した事を門真市は反省して、情報開示の原点に戻ることを答弁で約束した。

そして戸田は内容を公表させるべく、右のように情報開示請求を行なった！みんながそれぞれの行政に対して同様の開示請求をして関電の秘密主義に風穴を開けよう！

関電の開示拒否姿勢のために 門真市が出さざるを得なかった 苦渋の「開示決定期間延長通知」

公文書開示決定期間延長通知書

平成 23 年 10 月 14 日

戸田ひさよし 様

門真市長 園部一成

平成 23 年 9 月 29 日に請求のありました公文書の開示について、門真市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次の通り開示の可否の決定期間を延長しましたので、通知します。

<公文書の件名または内容>

(開示請求書と同じ内容なので、ここでは略)

<延長の理由>

請求された情報の中に、第三者に関する情報が記載されているため、当該第三者の意見を聴く必要があり、短期間に開示・不開示等の決定をすることが困難であるため。

<開示の可否を決定する期限>

平成 23 年 11 月 11 日

公文書開示請求書

2011 年 9 月 29 日

門真市長 様

<公文書の件名または内容>

- 1：関電と門真市が交わしている契約書(「守秘義務」が定められている契約書の全て)。
- 2：関電と門真市との契約、料金請求書において、
 - ・基本料金単価
 - ・力率割引率
 - ・長期契約割引率
 - ・夏期電力量単価
 - ・その他の季節電力量単価
 がわかる文書

<請求の目的> : 調査

▲関電が門真市の開示同意要請を拒否！
門真市は「開示決定」を 11/11 に延期し関電と対決！

悪徳関電は、門真市からの「文書開示の同意の要請」に対して「守秘義務契約だから同意出来ない」と言うばかりで、全然同意しようとしなないため、門真市としては弁護士に何度も相談し、ギリギリまで検討したが、「全国で例のない事であり」、「法的にしっかりした対応していくには、関電側の主張を文書で明らかにさせるなどとして、一定の時間をかけて十分検討せざるを得ない」、との判断に立って、「開示決定期間延長」を決め、その期限を 11/11 とする通知を戸田に行なった。

★全国の反原発・脱原発の同志達よ！市民住民達よ！この闘いに注目し門真市に声援を寄せ、各地で開示請求をしてくれ！

革新自治体でも何でもない自民党市長の、人口 13 万人の貧乏自治体の門真市が、関電という、強権橋下の情報公開要求すら撥ねつけた巨大凶悪独占企業に対して、「行政が業者との契約内容＝税の使い途を市民に隠す事は出来ない」という素朴な正論を頼りに、頑張ろうとしている事の凄さを分かって欲しい！

12/8緊急発行← 2011年10/30発行

門真市議会議員(無所属/鮮烈左翼) **戸田ひさよし**

連帯ユニオン議員ネット代表など、

〒571-0048 大阪府門真市 新橋町 12-18 三松マンション 207

電話；06-6907-7727 FAX；06-6907-7730

HPは「戸田ひさよし」検索ですぐ。サイトク特集など豊富

メール；toda-jimu1@hige-toda.com

やっつたぞ！全国初
門真市が12月8日
全面開示を行なった！